

男女共同参画会議 第10回重点方針専門調査会	資料5
平成29年9月14日	

## 「女性活躍加速のための重点方針 2017」

### I あらゆる分野における女性の活躍

#### 1. 女性活躍に資する働き方改革の推進

#### c) 個人の学び直し・復職・再就職支援

(厚生労働省説明資料)



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 30
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(4)	(4) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進
細項目	④	④個人の学び直し・復職・再就職支援 育児等で離職した女性の復職・再就職を促進するため、 <u>専門実践教育訓練給付の対象となる子育て女性のための「リカレント教育」講座の増設や給付率と上限額の引上げを行うとともに、出産等で離職後、子育てでのブランクが長くなっても受給を可能とする(離職後4年以内→離職後20年以内)等のリカレント教育受講に対する支援を拡充する。</u> (後略)
該当施策名 (事業名)	仕事・家庭と学び直しの両立を実現する教育訓練のあり方研究事業(仮称)	
該当施策の背景・目的	子育て中の女性や在職者は、多忙な中で学び直しのための教育訓練を受講する時間を確保すること自体が困難であることから、こうした課題を解決する講座の開講形態・教育手法や、企業側の時間的配慮のあり方につき調査研究・課題整理を行い、その成果を普及することで講座の開講を促進し、効率的・効果的な人材育成の推進を図る。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 25,285 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — %
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
—	—	
該当施策概要	子育て女性等の時間の制約の大きい者にとっても受講しやすい講座の在り方(曜日・時間設定を含む開講形態、教育手法等)について、企業等、教育訓練機関、受講者層に対しヒアリング・アンケート等による調査を行うとともに、「受講しやすい」「身につけるべきスキルを効率的に身につけられる」開講形態・教育手法についての仮説を形成する。また、仮説に基づいた教育訓練講座の設置・開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、成果を普及、講座の開講の促進を目指す(平成30年度～31年度)。 (30年度予算) 子育て女性等の時間の制約の大きい者にとって受講しやすい講座の在り方について調査・仮説の形成を予定。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	53	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	3-5 再就職、起業、自営業等における支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	3-4
担当府省・担当課	厚生労働省	
	人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

# 仕事・家庭と学び直しの両立を実現する教育訓練の在り方研究事業（仮称）

平成30年度要求額25百万円  
(平成30・31年度国庫債務負担行為)

## 事業の目的

### RESEARCH PROJECT FOR WORK-LIFE-LEARN BALANCE

- 働く方一人ひとりの職業能力を高め、労働生産性を引き上げることが、我が国の「働き方改革」実現のために重要。
- 一方、**子育て中の女性や在職者は、多忙な中で教育訓練を受講する時間を確保すること自体が困難**であり、そうした者のための教育訓練は、開講形態に配慮がされており、かつ効率的な学習が可能であり、さらに、モチベーションの維持のための工夫が凝らされたものであることが必要。
- 本事業は、**多忙な社会人にとっても受講しやすい講座の在り方**（曜日・時間設定を含む開講形態、教育手法等）につき調査を行うとともに、そうした講座の**開講のためのノウハウを把握**、実際に**新講座の開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、成果を普及、講座の開講促進**を目指すもの。
- 併せて、現在知見の蓄積が少ない「**企業における、個人の自発的な学び直しに対する時間面での配慮、評価の在り方**」についての研究や、**現行の教育訓練給付の講座指定基準に係る課題の分析**等を行うことにより、今後の社会人の学び直しの一層の推進を図る。

## 【事業イメージ】

- 働く方の自発的なキャリア開発、社会人の学び直しのための教育訓練の実態等に知見を有する者を対象に、**社会人向けの教育訓練講座**が、どのような**開講形態・教育手法**等により行われることが**効果的か**についての調査研究事業を委託
- 委託先において、**教育訓練機関、企業、受講者層へのヒアリング**等を通じ、子育て女性・在職者に相応しい講座の在り方の仮説を設定。仮説に基づく講座運営を行い、その結果を受講者側、教育訓練機関側、企業側からそれぞれ検証。
- 併せて、**個人の学び直しに対する企業としての時間的配慮・評価の可能性や条件整備の方法**、**現行の教育訓練給付の講座指定基準に係る課題**等についても調査・分析を実施。
- 調査研究報告書を作成するとともに、調査研究の結果をもとに**講座開講マニュアル**を開発。**マニュアルを広く周知**することで、社会人が**受講しやすい教育訓練講座の拡充**を図る。

## 厚生労働省

### 委託

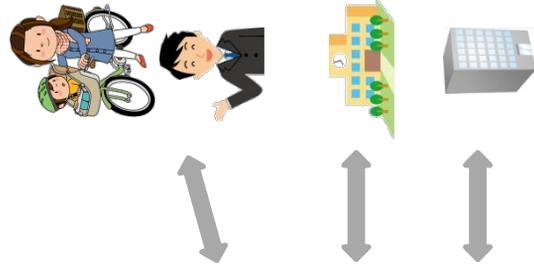


働く方の自発的なキャリア開発、社会人の学び直しのための教育訓練の実態等に知見を有する者（シンクタンク等）

仮説の設定・実証にあたり、企業、教育訓練機関、受講者層の協力を得る

## 【調査研究のポイント（案）】

- 対象者が**受講しやすい開講形態**（土日・夜間/e-ラーニング）
- 対象者が**必要とするスキルを効果的・能動的に学習**することができる**教育手法**
- 対象者の「**脱落**」を防ぐ**フォローの手法**
- それらを取り入れた**教育訓練講座を円滑に開講するためのポイント**
- 個人の学び直しに対する**企業としての時間的配慮・評価の可能性、条件整備の方法**
- 現行の**教育訓練給付の講座指定基準に係る課題**



ヒアリング等による現状分析・仮説形成

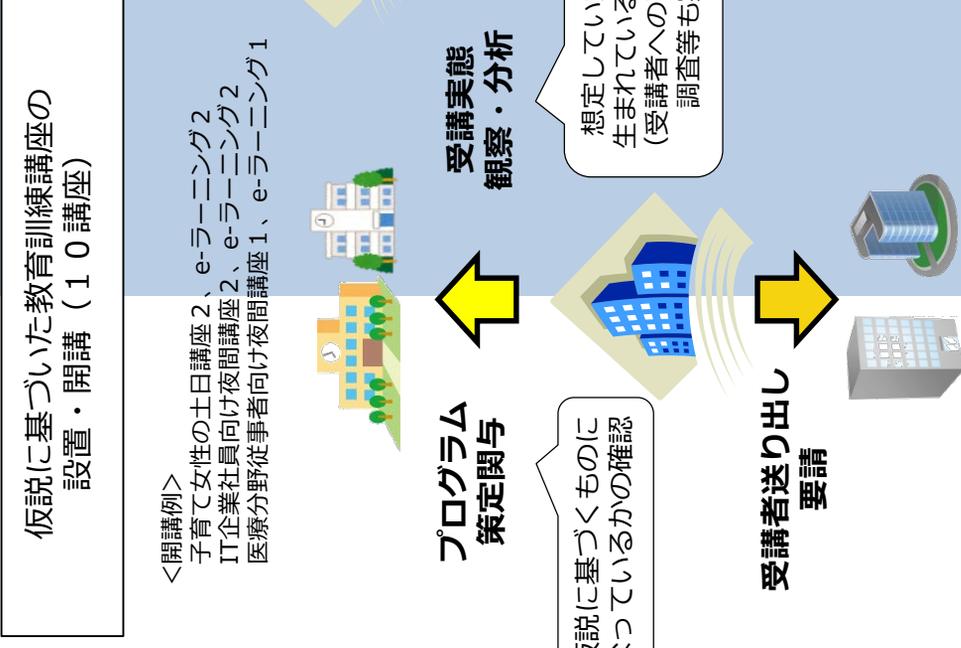


**調査研究の対象分野を決定** (例：子育て女性のキャリアアップ、医療・介護、IT、マネジメント等) し、以下の①～④につき調査

- ① 設定した分野における教育訓練の開講実態
- ② 当該分野における企業・受講者層からの講座ニーズ (訓練の開講形態・日時・教育手法等)
- ③ ②を踏まえた教育訓練を新たに開講しようとする際の課題・ノウハウ
- ④ 当該分野の企業における、個人の自発的な学び直しに対する評価、送り出しへの配慮の実態

当該分野における「受講しやすい」「身につけるべきスキルを効率的に身につけられる」開講形態・教育手法についての仮説を形成

講座開講・仮説実証



仮説に基づくものになっているかの確認

想定していた効果が生まれているかの確認 (受講者へのアンケート調査等も実施)

送り出し企業へのアンケート調査等も実施 (送り出しの感想、個人の学びを企業としてどう支援・評価しうるか、等)

結果分析・とりまとめ

- 成果物として、
- 調査分析報告書 (個人の学び直し推進のための政策提言を含む)
- 講座開講マニュアルの取りまとめ

成果物の全国的な普及により、社会人が受講しやすい効果的な教育訓練講座の開講を促進

大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(4)	(4) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進
細項目	④	④ 個人の学び直し・復職・再就職支援 育児等で離職した女性の復職・再就職を促進するため、 <u>専門実践教育訓練給付の対象となる子育て女性のための「リカレント教育」講座の増設</u> や給付率と上限額の引上げを行うとともに、出産等で離職後、子育てでのブランクが長くなっても受給を可能とする(離職後4年以内→離職後20年以内)等のリカレント教育受講に対する支援を拡充する。 (後略)
該当施策名 (事業名)		労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発プロジェクト事業
該当施策の背景・目的		人口減少局面を迎える中、労働者一人一人の労働生産性向上が不可欠とされているところ、子育て女性や非正規雇用の若者等のキャリア形成上の課題を有する労働者等のキャリアアップ、生産性向上に資する教育訓練プログラムを産業界との連携等を通じて開発・普及し、専門実践教育訓練給付制度における継続的な活用を図る。
該当施策の政策手段の分類		ー 法令・制度改正 ー 税制改正要望 ○ 予算 30年度要求予算額: 173,472 千円 29年度予算額: 160,944 千円 28年度歳出予算現額※ ー 千円 28年度決算額: ー 千円 使用割合: ー % ー 機構定員要求 ー その他(具体的に) ー
該当施策概要		教育訓練機関と産業界等が連携し、子育て女性等が再就職にあたり学び直しを行うための教育訓練プログラムを開発・実証する(平成29年度～31年度)。 (29年度予算) 29年度の取組状況として、女性活躍関係プログラム(インターンシップ型・e-ラーニング型の2区分)については、調達を経て事業を開始したところ。今後、本年度中に産業界を含めたプログラム検討委員会の開催等を通じて子育て女性等のキャリア形成上の課題及び企業ニーズ(子育て女性等の雇用を考える企業及び当該企業の求める人材像(スキル等を含む。))を把握・分析の上、当該ニーズを踏まえた教育訓練プログラムの策定を行う。 (30年度予算) 29年度策定のプログラムの実証ならびに実証結果を踏まえたプログラムの改定を実施予定。

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	53	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	3-5 再就職、起業、自営業等における支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	3-4
担当府省・担当課	厚生労働省	
	人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

# 労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発プロジェクト

～Recurrent Training program for improving worker's career and productivity (RETRY project)～

平成30年度要求額  
173百万円  
(平成29～31年度  
国庫債務負担行為)

- 人口減少局面を迎える中、我が国の持続的な経済成長のため、労働者一人一人の労働生産性向上が不可欠。
- 労働者の能力開発に当たっては、産業界等のニーズを踏まえることに加え、出産・育児から職場復帰を図る女性、非正規雇用の若者等、キャリア形成における課題等に焦点を当てた教育訓練等の支援を行うことが必要。
- 現状では、専門実践教育訓練においてそのような実践的な教育訓練は質量ともに十分とはいえないことから、キャリア形成上の課題解決を通じて労働者のキャリアアップに資する教育訓練プログラム及びキャリアコンサルティング等の支援の在り方について、産業界等との連携や職業能力評価基準の活用等を通じて集中的に開発・普及し、専門実践教育訓練給付制度における継続的な活用を図る。

## 【実施イメージ】

### 《ライフステージにおけるキャリア形成上の課題(例)》

- ・若者：非正規雇用から正規雇用に転換するために、手に職を付けて資格をとりたい。
- ・育児中の女性：子供が大きくなったので、前職の経験を活かし更なるスキルアップをした上で再就職したいが、育児と教育訓練の両立が困難。

## 労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発の推進(RETRYプロジェクト)



キャリア形成上の課題の解決を通じた労働者のキャリアアップに資する

### 一 教育訓練プログラム(カリキュラム)

- ex. 育児から職場復帰を図る女性に対する託児付き講座/サービス業等における正規転換に向けた講座等
  - 一 それに付随して受講効果を高めるための労働者支援  
ex. ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施等
- について、産業界との連携や職業能力評価基準の活用等を通じて開発

● 教育訓練機関に対し、以下の対象者/分野を設定した教育訓練プログラムの開発を委託(計8プロジェクト)

- ・非正規雇用から正規雇用への転換を図る若者等
- ・出産・育児からの職場復帰(キャリアアップ)を図る女性
- ・生産性向上のための高度IT人材育成、中高年のキャリアアップ 等

● 1プロジェクト当たり年2千万円を上限として、最大3年間委託

本人の希望に応じたキャリア形成の実現  
(キャリアアップ、再就職等)

※ 成果は、全国の教育訓練機関に展開するとともに、専門実践教育訓練給付制度の対象プログラムとして、継続的に活用

大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(4)	(4) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進
細項目	④	④ 個人の学び直し・復職・再就職支援 育児等で離職した女性の復職・再就職を促進するため、専門実践教育訓練給付の対象となる子育て女性のための「リカレント教育」講座の増設や給付率と上限額の引上げを行うとともに、出産等で離職後、子育てでのブランクが長くなっても受給を可能とする(離職後4年以内→離職後20年以内)等のリカレント教育受講に対する支援を拡充する。 (後略)
該当施策名 (事業名)	教育訓練給付制度	
該当施策の背景・目的	労働者の自己啓発を支援する仕組みとして教育訓練給付があるが、中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付については、未だ受給者が少ない状況にある。このため、利用が促進されるよう周知を図るとともに、専門実践教育訓練給付の給付率について40%から50%に、上限額について年間32万円から40万円に引き上げ、集中的に支援する。 また、出産、育児等と仕事の両立については、離職せずに継続して働くことができるようにすることが必要であるが、仕事を一時的に離れる方に対しては、できるだけ早期に職場復帰してキャリアアップを続けることができるようにすることが重要である。こうしたことを進めるため、これまでも取組が続けられてきたが、今後も一層取り組んでいくことが求められる。しかしながら、出産、育児等により、離職後にすぐに教育訓練を受講することが難しい場合があり、離職後一旦は育児等のため就職活動を中断したものの、その後再就職をしようとする場合には教育訓練がより必要となる場合も多いと考えられる。このため、出産、育児等により、離職後1年間に教育訓練が受けられない場合に延長して教育訓練給付を受給できる期間(適用対象期間)を離職後20年(現行4年)まで延長し、離職後、出産、育児等でブランクがあっても、能力を向上させ、再就職を実現できるようにする。	
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 17,081,498 千円
		29年度予算額: 13,723,740 千円
		28年度歳出予算現額※ 14,489,307 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — %
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
		—

<p>該当施策概要</p>	<p>雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(※1)である者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する。  (※1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年(平成30年1月1日から最大20年)に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。</p> <p>○一般教育訓練に係る教育訓練給付金  ・支給要件:被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。  ・給付水準:教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)  ・対象訓練:雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練</p> <p>○専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金  ・支給要件:被保険者期間10年(平成30年1月1日から3年)以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前10年(30年1月1日から3年)以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。  ・給付水準:教育訓練に要した費用の40%(平成30年1月1日から50%)相当額(上限年間32万円(30年1月1日から上限年間40万円))を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、資格取得等し、かつ、訓練修了後1年以内に被保険者として雇用された者又は当該資格取得等が訓練修了後1年以内である被保険者として雇用されている者には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給  ・対象訓練:専門的・実践的であると認められる訓練</p>							
<p>「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)</p>	<p>—</p>							
<p>「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※3  54</p>							
<p>「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</p>	<p>主に関係する分野・大項目</p> <table border="1" data-bbox="450 1392 1496 1523"> <tr> <td data-bbox="450 1392 540 1523">分野 —大項目</td> <td data-bbox="540 1392 840 1523">3-1</td> <td data-bbox="840 1392 1496 1523">M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現</td> </tr> </table> <p>その他関係する分野・大項目等</p> <table border="1" data-bbox="450 1570 1496 1685"> <tr> <td data-bbox="450 1570 540 1685">分野 —大項目</td> <td colspan="2" data-bbox="540 1570 1496 1685">—</td> </tr> </table>		分野 —大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現	分野 —大項目	—	
分野 —大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現						
分野 —大項目	—							
<p>担当府省・担当課</p>	<p>厚生労働省  職業安定局 雇用保険課</p>							

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

# 教育訓練給付

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなつてから1年以内（※1）である者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付

（※1）妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年（平成30年1月1日から最大20年）に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができる。

## ① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練

## ② 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者期間10年（平成30年1月1日から3年）以上（初回の場合は2年以上）で、当該訓練開始日前10年（平成30年1月1日から3年）以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の40%（平成30年1月1日から50%）相当額（上限年間32万円（平成30年1月1日から上限年間40万円））を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、資格取得等し、かつ、訓練修了後1年以内に被保険者として雇用された者又は当該資格取得等が訓練修了後1年以内である被保険者として雇用されている者には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限年間16万円）を追加支給
- 対象訓練：専門的・実践的であると認められる訓練